

公の施設の指定管理者の候補者選定に係る答申書

平成25年9月

鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会

鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）は、公の施設の指定管理者の公募に基づき団体から提出された申請書の書面審査を行うとともに、ヒアリングを開催するなどして指定管理者の候補者選定に係る審査を行ってきた。

この度、審査が終了したので、ここに選定結果を答申する。

なお、非公募により指定管理者の候補者選定を行う施設の審査結果については、6月に提出した意見書のとおりであるが、新たに指定管理者制度を導入し、非公募により指定管理者の候補者選定を行うこととなった佐佐木信綱記念館についての審査結果は、本答申に併せて最後に意見を述べることとする。

1 委員会委員

会 長	小林 慶太郎	四日市大学総合政策学部教授
職務代理人	増井 正人	弁護士
委 員	杉浦 礼子	高田短期大学キャリア育成学科教授
委 員	南条 七三子	税理士
委 員	松原 俊夫	前副市長

2 答申までの経過

4月23日	指定管理者の候補者選定についての諮問 第1回委員会 (対象施設の確認, 選定スケジュールの調整)
5月17日	第2回委員会 (非公募施設における指定管理者の候補者選定)
5月23日	第3回委員会 (非公募施設における指定管理者の候補者選定)
6月4日	第4回委員会 (指定管理者の候補者選定の方法の検討, 公募施設の概要, 募集要項等の確認, 非公募施設における指定管理者の候補者選定)
6月25日	第5回委員会 (意見書の検討)
6月28日	意見書提出
7月8日～ 8月16日	指定管理者募集
8月29日	第6回委員会 (ヒアリング・選定審査の実施)

9月13日	第7回委員会 (答申書の検討)
-------	--------------------

3 選定方法

委員会は、各申請者から提出された事業計画書等を書面審査の上、施設ごとに、1団体当たり約30分間のヒアリングを実施した。

ヒアリング後、各委員が、評価基準に沿った項目ごとに、「高度な能力を有している」「十分な能力を有している」「平均的」「能力が少し不足している」「任せることが心配」の5段階の評価を行い、各項目の配点ごとに5段階評価に対する率を乗じて得られた点数を加算し、5人の委員の合計点が総配点(500点)の50%以上であり、かつ、1番高い点数となった申請者を指定管理者の候補者として選定した。

○ 5段階評価

評価		点数
5	高度な能力を有している	配点×1.0
4	十分な能力を有している	配点×0.75
3	平均的	配点×0.5
2	能力が少し不足している	配点×0.25
1	任せることが心配	0点

4 選定結果

(1) 鈴鹿市河川防災センター，鈴鹿川河川緑地（運動施設・公園施設）

①対象施設 鈴鹿市河川防災センター，鈴鹿川河川緑地野球場，鈴鹿川河川緑地運動広場，鈴鹿川河川緑地ソフトボール場，鈴鹿川河川緑地テニスコート，鈴鹿川河川緑地クリケットコート，鈴鹿川河川緑地多機能芝生広場，鈴鹿川河川緑地

②指定管理者候補者

名称 中部安全サービス保障 株式会社
所在地 愛知県弥富市佐古木一丁目14番地1
代表者 代表取締役 野村 頼理

③申請者

2団体

④評価基準・項目ごとの採点結果

項目	配点枠	中部安全サービス保障(株)	A
1.基本的な方針	【15】	61.25	45
(1) 施設の性格を理解し，設置目的に合致した理念・運営方針を持っているか。【事業計画書1-(1)，1-(2)，1-(3)】	10	42.5	30
(2) 施設の利用に関し，公平性について考慮しているか。【事業計画書1-(4)】	5	18.75	15
2.サービスの向上	【25】	80.25	85
(1) サービス向上，利用促進のための方策をもっているか，自主事業の計画は適切か。【事業計画書2-(1)】【自主事業計画書】	10	30	37.5
(2) 利用者からの要望の把握とその実現方策を持っているか。【事業計画書2-(2)】	4	13	13
(3) 職員の研修や利用者とのトラブルの対処方法は適切か。【事業計画書2-(3)，2-(4)】	4	14	11
(4) 市民への情報提供の方法は適切か。【事業計画書2-(5)】	3	8.25	10.5
(5) 施設の利用に係る事務処理フローは適切か。【事業計画書2-(6)】	4	15	13
3.施設の管理運営経費	【10】	33.75	26.25
(1) 収支予算書の積算内容は妥当なものになっているか。【事業計画書3-(1)】【収支予算書】	5	17.5	13.75
(2) 経費節減のための具体的な方策があるか。【事業計画書3-(2)】	5	16.25	12.5
4.施設の安定した管理運営	【50】	196	147
(1) 事業内容に適した職員が配置されているか。【事業計画書4-(1)】	8	30	26
(2) 会計処理が適切に行われるための具体的な方策を講じているか。【事業計画書4-(2)】	4	14	12.5
(3) 利用者の安全対策及び緊急時の危機管理体制が確立されているか。【事業計画書4-(3)，4-(4)】	8	30	16
(4) 個人情報保護，情報公開を適切に行う体制ができているか。【事業計画書4-(5)，4-(6)】	4	13	12
(5) 施設の維持保守は効率的で安定的か。【事業計画書4-(7)，4-(8)】	8	30	22
(6) 類似施設や関連業務の管理運営実績があるか。【団体の概要書】	10	45	32.5
(7) 団体の財政状況は健全か。【財務諸表】	8	34	26
※100点×委員5名=500点満点	【100】	371.25	303.25

⑤選定理由

本施設は、災害時の防災拠点、スポーツ施設及び公園施設を管理対象とした施設である。このため、日常の利用者への対応はもとより、緊急時等に的確な対応ができることが指定管理者には求められ、施設の性格に対する理解や職員配置、利用者の安全対策などの施設の安定した管理に比重を置いた配点となっている。

本施設に対しては、2団体から申請があり、両団体とも総配点の50%以上を獲得した。このうち、中部安全サービス保障 株式会社は、防災拠点としての本施設の性格をよく理解し、日常のパトロールや緊急時の危機管理体制などの面により評価の高い提案を示し、合計点が他団体を上回っていたため、本委員会としては、同団体を指定管理者の候補者として選定することとした。

なお、サービスの向上や利用の促進あるいは、市民への情報提供などに関しては、同団体は必ずしも高い評価とはなっていないため、今後、指定管理者として選定された場合は、より一層市民への周知などに努められることを期待する。

(2) 鈴鹿市労働福祉会館

①対象施設 鈴鹿市労働福祉会館

②指定管理者候補者

名称 三重コニックス 株式会社

所在地 三重県四日市市新正四丁目1番1号

代表者 吉田 治伸

③申請者

2団体

④評価基準・項目ごとの採点結果

項 目		配点枠	三重コニックス(株)	A
1.基本的な方針		【10】	35	31.25
(1)	施設の性格を理解し, 設置目的に合致した理念・運営方針を持っているか。【事業計画書1-(1), 1-(2), 1-(3)】	5	16.25	13.75
(2)	施設の利用に関し公平性を維持する考え方と方策を持っているか。【事業計画書1-(4)】	5	18.75	17.5
2.サービスの向上		【30】	95	86.25
(1)	サービス向上, 利用促進のための方策をもっているか。【事業計画書2-(1)】	15	45	45
(2)	使用者に対して適切に施設を使用していただくための方策を持っているか。【事業計画書2-(2), 2-(4), 2-(5)】	5	16.25	13.75
(3)	職員に対して法令遵守を指導する等, 人事研修や人材育成の計画がされているか。【事業計画書2-(3)】	5	16.25	15
(4)	適切な事務処理計画(事務フロー)を持っているか。【事業計画書2-(4)】	5	17.5	12.5
3.施設の管理運営経費		【25】	106.25	100
(1)	積算内容は妥当なものになっているか。【事業計画書3-(1)】【収支予算書】	10	32.5	25
(2)	指定管理料の提案価格(15×最低提案価格/当該提案価格)【収支予算書】	15	73.75	75
4.施設の安定した管理運営		【35】	126.25	87.5
(1)	事業内容に適した職員が配置されているか。【事業計画書4-(1)】	5	17.5	12.5
(2)	会計処理が適切に行われるための具体的な方策を講じているか。【事業計画書4-(2)】	5	16.25	13.75
(3)	使用者の安全対策は明確か, 緊急時の危機管理体制が確立されているか。【事業計画書4-(3), 4-(4)】	5	16.25	10
(4)	個人情報保護, 情報公開に対して適切に対応する体制ができているか。【事業計画書4-(5), 4-(6)】	5	17.5	12.5
(5)	施設の維持保守は効率的で安定的か。【事業計画書4-(7), 4-(8)】	5	18.75	13.75
(6)	類似施設や関連業務の管理運営実績があるか。【団体の概要書】	5	21.25	11.25
(7)	団体の経営基盤, 財政状況は健全か。【財務諸表】	5	18.75	13.75
※100点×委員5名=500点満点		【100】	362.5	305

⑤選定理由

本施設は、労働者の福祉増進及び文化向上に資するとともに市民の利用に供するため設置された施設で、管理運営は労働団体等への貸館が中心となっており、サービスの向上と施設の安定した管理運営に比重を置いた配点となっている。

本施設に対しては、2団体から申請があり、両団体とも総配点の50%以上を獲得した。このうち、三重コニックス株式会社は、合計点が他団体を上回っていたのみならず、個別の評価項目においてもほぼ全ての項目でより高い評価を得たため、本委員会としては同団体を指定管理者の候補者として選定することとした。

ただし、配点の最も高かった評価項目であるサービス向上、利用促進のための方策においては、他団体と同点の評価となっていることから、今後、指定管理者として選定された場合は、提案内容を積極的に履行するなどして、よりサービス向上と利用促進が図られるよう努められたい。

(3) 鈴鹿市白子駅東有料自転車駐車場

①対象施設 白子駅東自転車駐車場, 白子駅東第2自転車駐車場

②指定管理者候補者

名称 ミディ総合管理 株式会社

所在地 大阪府大阪市阿倍野区野筋一丁目1番43号

代表者 代表取締役社長 藤木 剛一

③申請者

4団体

④評価基準・項目ごとの採点結果

項目		配点枠	ミディ総合管理(株)	A	B	C
1.基本的な方針		【15】	50	57.5	53.75	45
(1)	施設の性格を理解し、設置目的に合致した理念・運営方針を持っているか。【事業計画書1-(1), 1-(2), 1-(3)】	10	35	40	37.5	30
(2)	施設の利用に関し、公平性について考慮しているか。【事業計画書1-(4)】	5	15	17.5	16.25	15
2.サービスの向上		【20】	73.75	66.25	69.25	54.5
(1)	サービス向上、利用促進のための方策をもっているか。【事業計画書2-(1)】	5	21.25	17.5	20	13.75
(2)	利用者からの要望の把握とその実現方策をもっているか。【事業計画書2-(2)】	4	14	12	13	11
(3)	職員の研修や利用者とのトラブルの対処方法は適切か。【事業計画書2-(3), 2-(4)】	4	16	14	14	11
(4)	市民への情報提供の方法は適切か。【事業計画書2-(5)】	3	10.5	9.75	8.25	6.75
(5)	施設の利用に係る事務処理フローは適切か。【事業計画書2-(6)】	4	12	13	14	12
3.施設の管理運営経費		【15】	51.25	47.5	46.25	41.25
(1)	収支予算書の積算内容は妥当なものになっているか。【事業計画書3-(1)】【収支予算書】	10	35	32.5	30	30
(2)	経費節減のための具体的な方策があるか。【事業計画書3-(2)】	5	16.25	15	16.25	11.25
4.施設の安定した管理運営		【50】	186.75	175.75	175.25	122.75
(1)	事業内容に適した職員が配置されているか。【事業計画書4-(1)】	8	28	28	28	20
(2)	会計処理が適切に行われるための具体的な方策を講じているか。【事業計画書4-(2)】	4	12	12	14	10
(3)	利用者の安全対策及び緊急時の危機管理体制が確立されているか。【事業計画書4-(3), 4-(4)】	10	35	30	32.5	22.5
(4)	個人情報保護、情報公開を適切に行う体制ができているか。【事業計画書4-(5), 4-(6)】	3	10.5	10.5	9.75	9
(5)	施設の維持保守は効率的で安定的か。【事業計画書4-(7), 4-(8)】	8	30	30	28	22
(6)	類似施設や関連業務の管理運営実績があるか。【団体の概要書】	10	45	42.5	35	20
(7)	団体の財政状況は健全か。【財務諸表】	7	26.25	22.75	28	19.25
※100点×委員5名=500点満点		【100】	361.75	347.00	344.50	263.50

⑤選定理由

本施設は、自転車の駐車を管理対象とした施設であることから、安定したサービスの提供ができるよう利用者の安全対策や緊急時の危機管理体制など施設の安定した管理に比重を置いた配点となっている。

本施設に対しては、4団体から申請があり、いずれも総配点の50%以上を獲得した。このうち、ミディ総合管理 株式会社は、浸水時に備え、土嚢を用意しておくなどの点から緊急時の危機管理体制が高く評価されたほか、サービスの向上やこれまでの類似施設での管理運営実績などにおいても最も高い評価を得て、合計点が一番高かったため、本委員会としては同団体を指定管理者の候補者として選定することとした。

なお、施設の現状については、今後、利用の拡大が予想される鈴鹿医療科学大学の学生への言及がなかったほか、サービス向上の一案としての外国語表示の看板についても本市で最も多い外国人であるブラジル人の母語であるポルトガル語の表示がなかったが、今後、指定管理者に選定された場合は、より地域の実情に応じたきめの細かいサービスに努められるよう期待する。

5 答申に当たって

今回、指定管理者の候補者選定の対象となった施設は、いずれも従前から指定管理者制度による管理を行っている施設であり、その更新のための指定管理者の候補者選定を行った。

指定管理者制度の導入からおよそ8年を経て、いずれの施設に対するいずれの団体からの提案内容も、この制度導入当初と比較するとそのレベルの向上は顕著であり、この制度が、民間の発想や競争原理に基づいてのサービスの向上や経費削減などの面で一定の成果を得られるものとなっていることが窺われる。

今回、残念ながら指定管理者の候補者とならなかった団体においても、その提案書から判断するに、その施設に対する管理能力は十分に有していると考えられるし、部分的には今回の候補者を上回る提案内容も提示しているので、次回の指定管理者候補者選定の際には、競争の結果、指定管理者が入れ替わる可能性も十分にあるものと考ええる。このため、今回指定管理者となる団体においては、この制度の効果をなお一層高めるべく、提案書の内容を誠実に履行するよう努められたい。

なお、指定管理者の募集に当たっては、鈴鹿市白子駅東有料自転車駐車場のサイクルコンベアの修繕再開の展望がはっきりしないなど、大きな不確定要素があると申請者もどのような提案をすべきか困惑する可能性があり、本委員会としてもその提案をどのように汲むべきか迷うところがあるので、市としては、募集に先立って不確定要素を極力なくすよう配慮されたい。

6 佐佐木信綱記念館についての意見

石薬師に生まれ、歌人・国文学者として活躍し、第1回の文化勲章を受章した佐佐木信綱の著作や遺品を保存するとともに、それらの展示を通して、佐佐木信綱の業績を顕彰し、市民の文化及び教養の向上並びに研究の用に供するための施設が、佐佐木信綱記念館である。

今回、非公募により同施設の指定管理者の候補者として選定しようとする佐佐木信綱顕彰会は、佐佐木信綱について研究をしているメンバーを擁し、これまでも佐佐木信綱の業績を積極的に顕彰してきた団体である。同施設の一部である佐佐木信綱生家主屋や庭園の清掃ボランティア活動に取り組んでいるほか、県内外から一万首近い短歌応募がある「佐佐木信綱顕彰歌会」の開催、学校や公民館における短歌づくり指導などの普及活動を通して、市民文化の向上に寄与しており、今後とも安定して施設の運営に携わっていただけるよう後継者の養成にも期待したい。

同施設の指定管理者には、管理運営面に加え、佐佐木信綱の業績に対する深い造詣や文学、短歌に関する幅広い知識などが不可欠であることから、本委員会としては、同施設の指定管理者の候補者に同団体を非公募で選定しようとする鈴鹿市の考え方は理解ができ、妥当なものであると判断した。